

02-1 【チェックリスト番号②】 車庫の配置図

○車庫の配置図及び付近の見取図

車庫の配置図及び付近の見取図を添付すること。

02-2 【チェックリスト番号②】 付近の見取図

○付近の見取図

- 1 申請者が法人の場合には本社及び事務所の付近の見取図を添付すること
- 2 申請者が個人の場合には自宅及び事務所の付近の見取図を添付すること。

(第6面)
運搬車両の写真

| | |
|------------------|---|
| 自動車登録番号又は車両番号 | 静岡 100 あ 11-11 |
| 前 面 写 真 | <p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面（真正面）を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。 |
| 側 面 写 真 | <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面（真横）を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること <p>（ 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。 ）</p> <p>撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> |

運搬容器等の写真

| | | | |
|---|------|----|---|
| 運搬容器等の名称 | コンテナ | 用途 | 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物を除き、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。） |
| <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | |
| 撮影 | | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |

| | | | |
|---|--------|----|-------------|
| 運搬容器等の名称 | 蓋付ドラム缶 | 用途 | 廃油 |
| <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | |
| 撮影 | | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |

03 【チェックリスト番号③】 施設の所有権を有することを証する書類

○施設の所有権を有することを証する書類

- 1 自動車検査証の写しを添付すること。
- 2 所有者＝使用者＝申請者である場合のほかは、使用者＝申請者の場合にのみ使用する権原を有すると認められる。
ただし、使用者が申請者でない場合であっても、申請者が法人で、使用者が法人の代表者、役員又は使用人であり、かつ当該車両を専ら法人が使用することが明らかな場合は、使用承諾書を添付することにより、権原を有すると認められる。
- 3 運搬車両とその使用者を併せて雇車・雇用する場合は、雇用契約書、雇用保険被保険者証の写し、雇入通知書等の雇用関係が確認できる書類を添付し、申請者の業務のみに従事することを示すこと。
- 4 自動車検査証の有効期間は、申請書を受理する時点で満了となっていないこと。

04 【チェックリスト番号④】 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

○事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

- 1 財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の修了証の写しを添付すること。
 なお、必ず本証も持参すること。
- 2 講習の修了者は、申請者（法人の場合には、その代表者又は業務を行う役員をいう。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者とする。
 なお、修了者が業を行おうとする区域に存する事業場の代表者である場合は、その旨を様式第15号により証明すること。
- 3 許可申請の区分に応じ、修了すべき講習の種類と修了時期は次表のとおりとする。

| 区 分 | | 講習の種類 | 講習の修了時期 |
|-----------------------|------|---|---------------------------|
| 産 業 廃棄物 | 新規許可 | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 申請受付日前5年以内 |
| | | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新） | 申請受付日前2年以内 ^{（注）} |
| | 更新許可 | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 許可期限日前5年以内 |
| | | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新） | 許可期限日前2年以内 |
| | 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 | |
| 特別管 理産 業 廃棄物 | 新規許可 | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 申請受付日前5年以内 |
| | | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新） | 申請受付日前2年以内 ^{（注）} |
| | 更新許可 | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規） | 許可期限日前5年以内 |
| | | 特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新） | 許可期限日前2年以内 |
| | 変更許可 | 直近の新規許可又は更新許可時に有効として取り扱った講習会の修了証の写しは、当該修了者が引き続いて在籍する場合には、受講時期を問わず有効とする。 | |

（注）他都道府県又は廃棄物処理法第24条の2第1項に規定する政令市において、既に収集運搬業の許可を取得している場合及び個人事業者が法人化する場合であって同一の者が受講しているときに限る。

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

| 内 訳 | | 金 額 (千円) | |
|------------------------|------------|-----------|-----------|
| 事業の開始に要する 資金の総 額 | | 25,000 | |
| | 土 地 | 購入費 5,000 | |
| | 事務所1 | 造成費 2,500 | 建設費 5,000 |
| | 事務所2 | 造成費 1,500 | 建設費 3,000 |
| | 収集運搬車両 | 購入費 2,000 | |
| | 積替保管施設 | 造成費 2,000 | 建設費 4,000 |
| | | | |
| 調 達 方 法 | 自 己 資 金 | 5,000 | |
| | 借 入 金 | 20,000 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | そ の 他 | | |
| | 増 資 | | |
| | | | |
| | | | |

備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること

(第9面)

資産に関する調書(個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

| 資産の種別 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額(千円) |
|-------|---------------|-------------------|-----------|
| 現金預金 | 定期預金 | | 3,000 |
| 有価証券 | 株式 | 1,000株 | 100 |
| 未収入金 | | | |
| 売 掛金 | | | |
| 受取手形 | | | |
| 土 地 | 自宅宅地 駐車場土地 | 110m ² | 20,000 |
| 建 物 | 自宅 | 1棟 | 12,000 |
| 備 品 | | | |
| 車 両 | ダンプ | 1台 | 3,000 |
| そ の他 | | | |
| | | | |
| 資 産 計 | | | 38,100 |
| 負債の種別 | 内 容 | 数 量 | 価格、金額(千円) |
| 長期借入金 | | | 19,000 |
| 短期借入金 | | | 500 |
| 未 払金 | | | |
| 預 り金 | | | |
| 前 受金 | | | |
| 買 掛金 | | | |
| 支払手形 | | | |
| そ の他 | | | |
| | | | |
| 負 債 計 | | | 19,500 |

06 【チェックリスト番号⑥】 財務諸表等（法人）

○直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 1 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、確定申告書に添付して税務署に提示したものと同一のものとすること。
- 2 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、法人税の納税証明書（その1）とする。
- 3 事業開始後、定款で定める第一期の決算期を迎えていない者については、会社法第435条第1項又は第617条第1項に規定する会社設立時の貸借対照表を添付すれば足りるものであること。
- 4 設立年度により3年分の書類が添付できない場合には、1年分又は2年分の書類を添付すれば足りるものであること。
- 5 直前3年の各事業年度の収支がすべて損失になっている場合は、損失の原因と今後の経営改善に関する計画書を添付すること。

○07【チェックリスト番号⑦】資産に関する調書等（個人）

○直前3年の各事業年度における所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

- 1 様式第6号により資産及び負債の額を記入すること。
- 2 所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、申告所得税の納税証明書（その1）とする。
- 3 事業開始前に給与所得者であった場合は、源泉徴収票や住民税納税証明書等を所得税納税証明書とみなすこと。

○08【チェックリスト番号⑧】定款及び登記事項証明書（法人）

○定款及び登記事項証明書

- 1 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨（同様の行為を含む。）が含まれていること。含まれていない場合は、改正又は変更登記の後に申請することを原則とするが、速やかに改正又は変更登記をする旨の誓約書等を添付することで受理することも認められる。ただし、その場合には、後日、改正後の定款若しくは寄附行為又は変更登記後の登記事項証明書を提出すること。
- 2 登記事項証明書は、受付日前3か月以内に交付されたものであること。

09 【チェックリスト番号⑨】 住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（個人）

○申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

- 1 住民票の写しは、本籍の記載されたものに限ること。
- 2 登記されていないことの証明書とは、後見登記等に関する法律第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして、登記官が交付する証明書をいう。

(第10面)

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

静岡県知事 様

申請者

住所 静岡県〇〇市〇〇

氏名 株式会社 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

12【チェックリスト番号⑫】住民票の写し及び登記されていないことの証明書等（法人）

○役員住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

- 1 住民票の写しは、本籍の記載のあるものであること。
- 2 住民票の写し及び登記されていないことの証明書は、受付日前3か月以内に交付されたものであること。

13【チェックリスト番号⑬】 出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

○出資者等の住民票の写し及び登記されていないことの証明書等

- 1 住民票の写しは、本籍の記載のあるものであること。
- 2 住民票の写し及び登記されていないことの証明書は、受付日前3か月以内に交付されたものであること。

誓約書

静岡県知事 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

優良認定の場合
従前の許可の有効年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 静岡県藤枝市〇〇町〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第7条の3及び第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第9条の2及び第15条の2の7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第9条の2の2及び第15条の3）
- ④再生利用認定の取消し（法第9条の8第9項（法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第9条の9第10項（法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第9条の10第7項（法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。））
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第19条の3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第19条の4第1項、第19条の4の2第1項、第19条の5及び第19条の6第1項）

17【チェックリスト番号⑰】 予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し

○予定運搬先処分業者の許可証・指定証の写し

事業計画の概要を記載した書類に記載された予定運搬先処分業者の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付すること。

18 【チェックリスト番号⑱】 他県等の許可証・指定証の写し

○他県等の許可証・指定証の写し

- 1 収集先又は運搬先の所在地が他都道府県又は政令市の場合は、当該他都道府県又は政令市の収集運搬業の許可証等の写し（申請中の場合は申請書の写し又はその旨を示す書類）を添付すること。
- 2 更新許可申請の場合には、事業計画のすべてに係るものを添付する必要はなく、許可品目が全て確認できるものの添付で構わないこと。

19【チェックリスト番号 19】 許可証の写し

○許可証の写し

更新許可申請又は変更許可申請の場合には、許可証の写しを添付すること。